

平成 30 年 1 月 16 日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

小さな拠点・地域運営組織の形成 に関する国の取組

(目次)

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）抜粋	1
小さな拠点・地域運営組織に関する国の取組 参考資料	4
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の 主な支援制度一覧及び概要	13
小さな拠点税制パンフレット	24

(問い合わせ)

内閣府地方創生推進事務局（永田町合同庁舎 6 階）

担当：犬飼、野村、米山

TEL：03-5510-2457 / FAX：03-3591-1974

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版)

(関連記述抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

小さな拠点は908か所（2017年5月時点）、地域運営組織は3,071団体（2016年10月時点）が形成されており、全国的な量的拡大が進んでいる。小さな拠点に関する取組の裾野を広げるため、関係府省庁や地方公共団体と連携し、手引きやポータルサイトの開設等の情報発信や優良事例の横展開、地方創生推進交付金等による支援を行ってきたところであるが、引き続き、小さな拠点及び地域運営組織の形成拡大とともに、質的向上を目指し、以下の取組を進める。また、取組を進めるに当たっては、有識者からの意見を聴取し、毎年適切にフォローアップを行う。

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方

向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組を推進し、地域の取組の普及・実践に向けて、参考となる事例紹介等を行うフォーラムや交流会の開催等の情報交流の推進や都道府県等における意見交換会の実施を継続的に行い、先駆的な取組を行う地方公共団体や地域運営組織との連携を深め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

◎ (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

「小さな拠点」の形成等により持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの確立、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供とともに、取組効果の「見える化」の推進、地方創生推進交付金や各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業、「地方創生カレッジ」等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。また、地方公共団体と連携し、全国の地域運営組織の実態把握や情報交流を推進し、地域運営組織の活動の深化を図るとともに、地域運営組織の取組支援や人材育成支援のため、ポータルサイトを通じたプラットフォームづくりを推進する。

特に、「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、法人化促進のためのガイドブック等の活用を促進するとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外との交通ネッ

トワークを形成するとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正（平成27年8月施行）し、福祉・便利施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を講じたところであり、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省庁による連携を進め、地域の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進するとともに、高齢者の生活サービスの維持・確保のため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018年に離島、山間部における小型無人機を活用した荷物配送を本格化させる仕組みを導入する。

また、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」を促進するよう、実態把握や要因分析のほか、地域における移住者の受入れ・支援体制の整備（移住者の受入れを行っている地域運営組織の紹介や小さな拠点における相談窓口の設置、空き家の活用等）等に向けた普及啓発を図る。

◎ (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

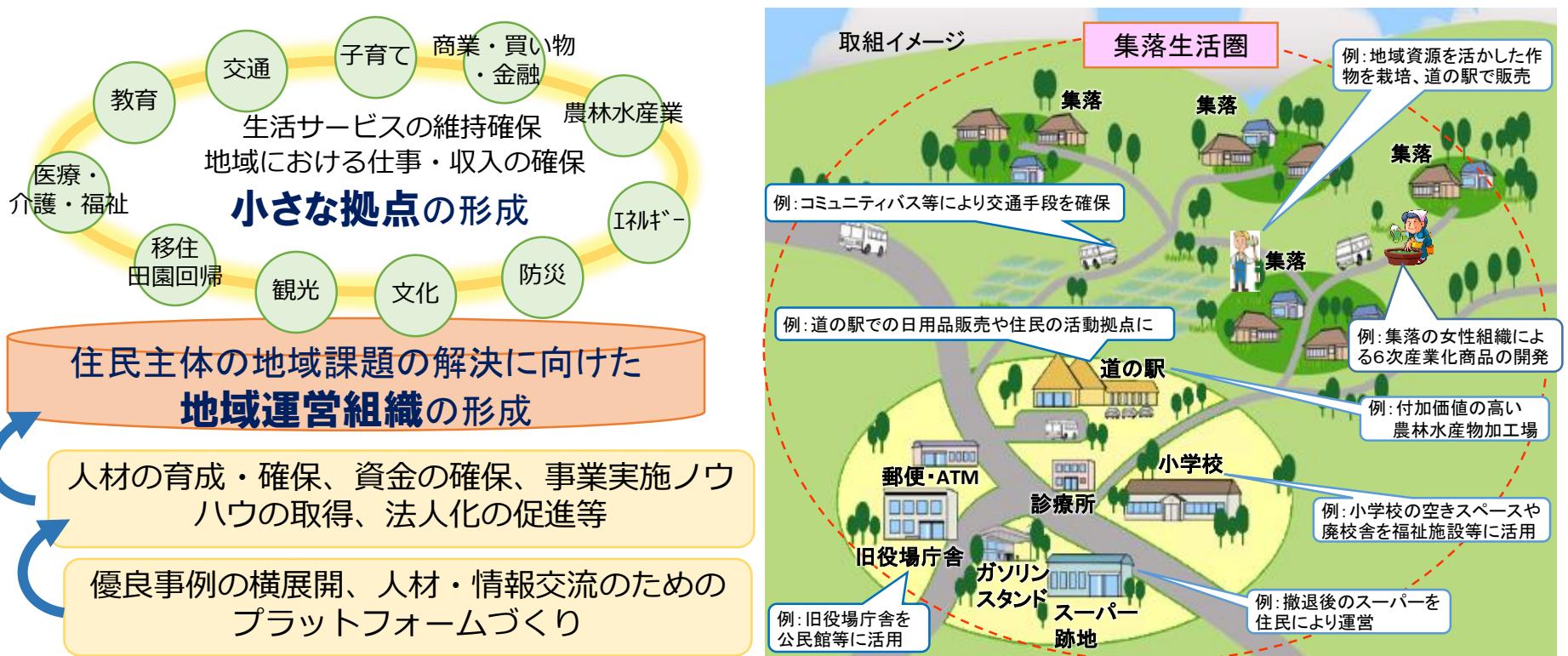
コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせて実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する。

具体的には、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携や、必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。さらに、地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の充実と活用促進等により地域運営組織の資金調達力の向上を図る。



「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

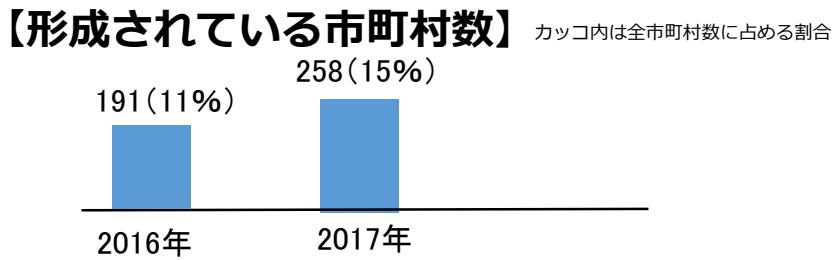
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所（2017年5月：908箇所）、地域運営組織を全国で5,000団体（2016年10月：3,071団体）形成する。



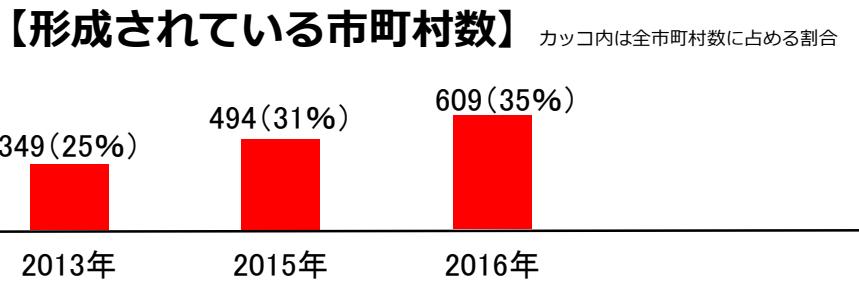
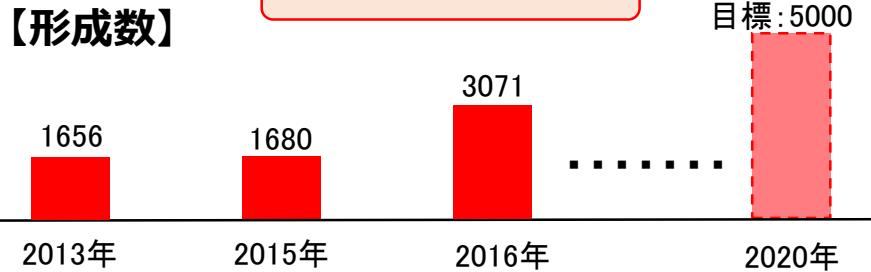
中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況

小さな拠点



地域運営組織

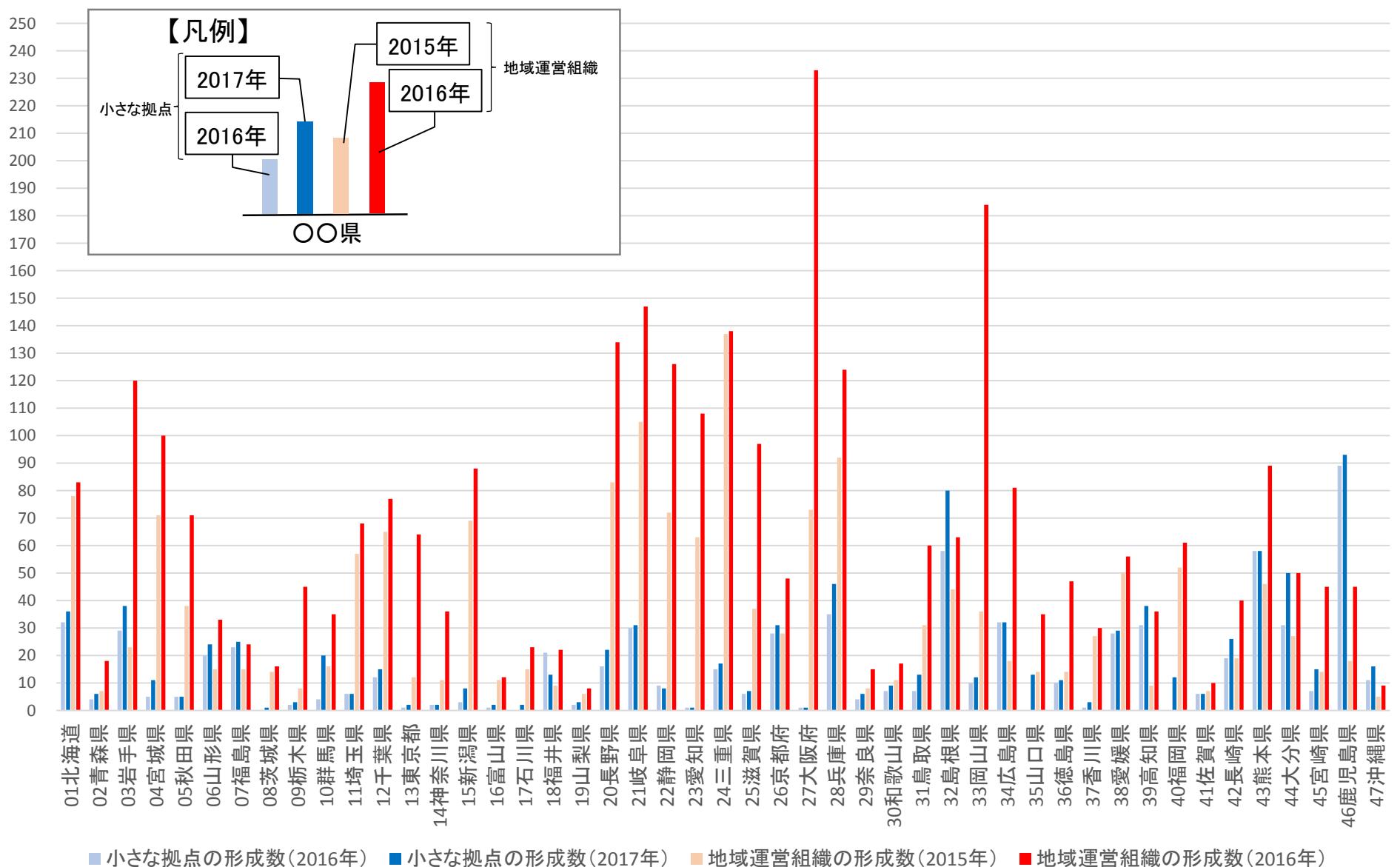


		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	188 (過疎関係市町村の23%)	70 (非過疎市町村の8%)	258 (全市町村の15%)
	形成数	725	183	908
地域運営組織	市町村数	311 (過疎関係市町村の38%)	298 (非過疎市町村の32%)	609 (全市町村の35%)
	形成数	1,590	1,481	3,071

※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典:平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、平成25年度 RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業報告書(平成26年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

都道府県別 小さな拠点・地域運営組織の形成数



出典:平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

標準的な小さな拠点のイメージ（例）

小さな拠点については、各地域の現状に応じて様々な取組がなされているが、実態調査の回答を基に作成した標準的なイメージ図



※平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)で回答された小さな拠点908箇所において、各調査項目(対象範囲、主な施設等)の過半を占めた回答を基に作成

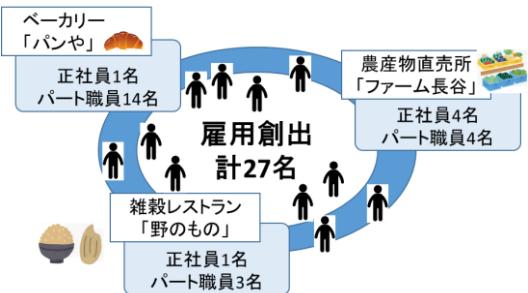
小さな拠点・地域運営組織の形成による効果例

① 雇用創出・所得向上

(地域産品を活用した小売販売や農家レストランの運営により、地域の稼ぐ力が向上)

長野県伊那市非持地区の例

- ベーカリーや農産物直売所、レストランが整備された拠点を運営
- ベーカリーで15名、農産物直売所で8名、レストランで4名の計27名の地域住民を雇用



② 生活利便性の維持・向上

(食料品店やガソリンスタンド等、日常生活に不可欠な施設を維持)

高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)の例

- 地区内の食料品店とガソリンスタンドが併設されたJA出張所が廃止となったことから、住民が出資して株式会社を設立。施設を引き継ぎ、運営
- 片道15~20km(30分~40分)離れた市街地まで移動する時間を短縮し生活利便性を維持するとともに、地区からの人口流出を抑制

ガソリンスタンド・食料品店の確保

人口流出を抑制
離農を抑制

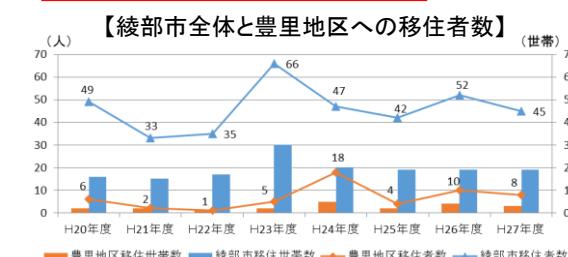
片道15~20km短縮
片道30~40分短縮

③ 移住促進

(移住者の受け入れ・あっせんを行い、移住者が増加)

京都府綾部市豊里地区(NPO法人里山ねっと・あやべ)の例

- 里山体験や農業体験を通じて地域の魅力を発信。交流人口を増やし、地域のファンを確保
- NPO法人のある豊里地区では、平成20年度から平成27年度の間に54人が移住

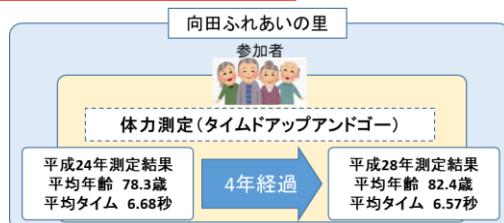


④ 高齢者の体力維持(医療費削減)

(体力測定や体操教室を実施し、高齢者の体力が維持・向上)

栃木県那須烏山市向田地区(向田ふれあいの里)の例

- 廃校となった小学校を拠点に、高齢者向けの体操教室や交流サロン、体力測定を実施
- 同一参加者10名の平成24年と平成28年の体力測定結果を比較すると、平均年齢が上昇したにもかかわらず、数値が向上



⑤ 行政コストの削減

(行政の窓口業務を受託し、支所機能の維持と行政コストの削減)

兵庫県神河町長谷地区(株式会社長谷)の例

- JAの売店、ガソリンスタンドの撤退を機に、長谷地区の全世帯が出資して株式会社を設立。JAから施設を引き継ぎ、食料品店やガソリンスタンドを運営
- 神河町から住民票発行等の窓口業務を受託し、年間390万円程度の行政コスト削減に寄与



⇒ 各事例の詳細は、小さな拠点情報サイト(http://www.cao.go.jp/regional_management/about/kouka/index.html)で公開中

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持
住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2017年度 908箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2016年度 3,071団体) の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H30年度予算案)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.2億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.7億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H29年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

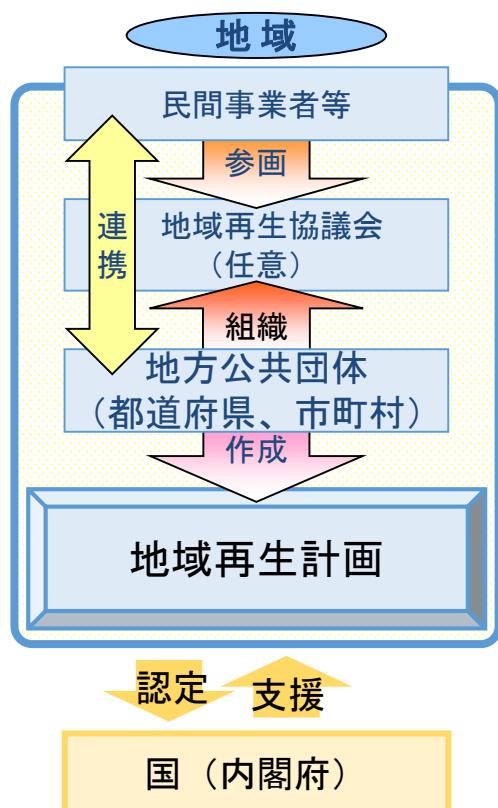
地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生計画



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

①国から地方公共団体への交付金による支援

地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に

②土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例

集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成(都道府県知事同意)により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に

③ふるさと会社への投資を応援する税制

地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除(小さな拠点税制)

④地域運営組織を法的に位置付け

地域運営組織等の法人を地域再生推進法人として地方公共団体が指定することにより、官民連携による地域再生を推進

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

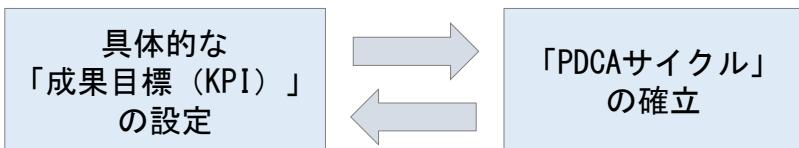
①地方創生推進交付金の活用

地方創生推進交付金 30年度概算決定額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

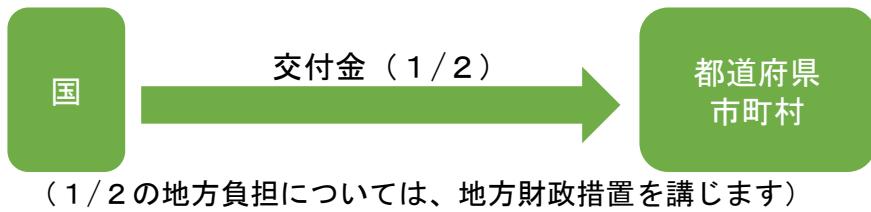
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

②地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画等

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農転除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画 (地方公共団体作成、内閣総理大臣認定) において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏 (集落生活圏) の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設 (診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設 (地場産物の加工・販売所、観光案内所等)
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に

③小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を作成・認定

2年間の延長+30年度から大きく制度が拡充！！
 地域再生法の改正を前提【平成30年度税制大綱】
○新しく会社を設立する際（設立時出資）も対象に！
 （現在は、既存会社の増資のみ対象）
○手続きの大幅な合理化・簡素化

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

① 地域の就業機会の創出

持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業

- ・地元農産物の開発販売 ・道の駅等の運営
- ・農家レストラン、農家民泊の運営 等

② 生活サービス等の提供

拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売 ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

寄附金控除を適用

（出資額分[※]）を総所得金額から控除）

※ 出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

出資額に応じて
所得税が減額

- ・対象地域：中山間地域等の生活集落圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域内外からの出資を原資に、
人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

小さな拠点税制の活用ポイント

①対象地域

中山間地域等の生活集落圏（都市計画法の市街化区域外又は用途地域外であって農振農用地を含むエリア）

・いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域などの都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

②対象事業（小さな拠点形成事業）

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

- ・①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。
- ・例えば、①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
- ②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- ・設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- ・平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります（現在は、増資のみ対象）。
- ・株主（出資者）として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粹民間企業でも対象となります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認（30年度から、手続きが簡略・合理化）

※平成30年度からの拡充措置については、地域再生法の改正が前提

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。

小さな拠点税制の活用

【完成予定バス図】



株式会社豊かな丘
※平成29年12月設立

出資

村、地元企業、個人出資者（豊丘村民等）

**コミュニティビジネス
（地域の雇用創出、生活サービスの提供）**

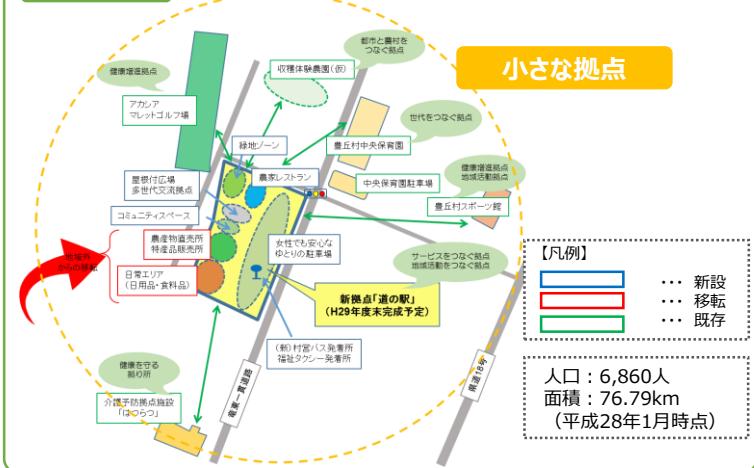
小さな拠点（道の駅）の管理運営を株式会社が実施

- 公共施設の維持管理運営等の受託
- スーパー誘致、農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
- 農家レストランの運営
- 観光土産品の企画、製造及び販売
- イベント、各種体験講座等の企画及び運営

地域再生計画の概要

- 地域再生計画の名称**
道の駅を核とした小さな拠点整備計画
- 活用した支援措置**
 - ① **小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）**
株式会社が小さな拠点（道の駅）の管理運営を行う。
 - ② **地方創生拠点整備交付金**
道の駅施設のうち、コミュニティスペースや日用食料品販売店舗、行政情報コーナー等の建設等。
- 主な数値目標（KPI）**
 - 商業施設売上額：
0円（H28）→659,400千円（H32）
 - 直売所において年間50万円以上の売上有る農業従事者数：
0人（H28）→192人（H32）
 - 村営バス年間利用者数の割合：
87.6%（H28）→90.0%（H32）

周辺図



スケジュール

H29.12会社設立、H30.3増資（税制適用）、H30.4道の駅開業予定

期待される効果

- 新たな雇用の創出（約25人を雇用予定）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

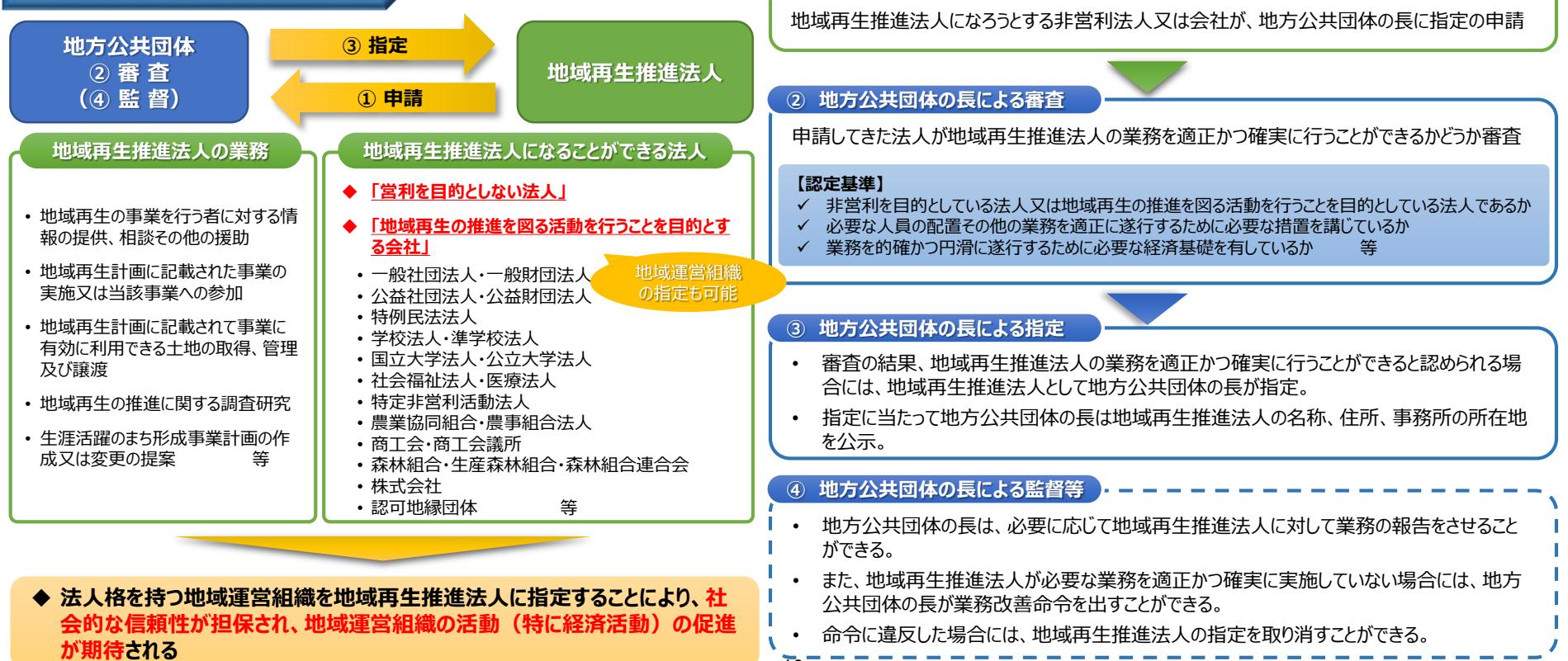
④地域再生推進法人の活用

- 地域再生を推進するに当たっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- 地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として営利を目的としない法人（例：NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等）又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を**地域再生推進法人**として指定することが可能。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 官民協働の取組の一環として、**NPOや会社等と連携した地域再生事業の推進が可能。（地域再生計画の作成・認定は必要なし）**
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による**届出義務が免除**。

地域再生推進法人の指定フロー



小さな拠点・地域運営組織プラットフォームづくり

H29年度

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

H30年度～

全国プラットフォーム

(5月オープン)

小さな拠点情報サイトによる情報発信

- ・ 国の支援制度・手引き等の紹介、各地の優良事例の紹介、取組箇所の見える化(リスト化と取組内容紹介)等

事例等の掲載

全国の取組の見える化、先進事例・優良事例の収集・横展開

全国調査
実態把握
見える化等

- 5月: 小さな拠点の形成に関する実態調査
⇒ 調査結果の他、全国の形成箇所やその取組概要をHPで公表(9月)
- ・ 「小さな拠点」づくりの手引き(H27年度)
- ・ 地域運営組織の法人化ガイドブック(H29年12月)

普及啓発・
能力向上

現場での普及啓発・能力向上

- 6/1: 都道府県担当者向け説明会
- 1/16: 全国フォーラム(地方創生・小さな拠点学校)@東京
 - ・ ブロック別研修会を通じた全国の優良事例の発表、有識者によるトークセッション、「わがごと化」や「福祉連携」など発展段階・テーマ別の交流会

全国キャラバン(都道府県説明会)の実施

- ・ 都道府県ごとに、都道府県との意見交換、都道府県・市町村職員向けの施策説明会等を実施し、主に自治体職員への知識普及、意識啓発と、各地方の取組状況の把握を行う。

ブロック別研修会

- ・ 全国5ブロックごとに、テーマを分けて開催。
(東北: 12/26@仙台、関東: 12/15@東京、関西: 1/31@大阪、中四国: 1/10@岡山、九州: 2/2@熊本)
- ・ 自治体職員、中間支援組織関係者(大学等含む)、RMO関係者を対象とし、ワークショップ形式で、知識普及・能力向上を図るとともに、関係者同士の学び合い、横つなぎ、事例の共有を図る。

行政職員・中間支援者の能力向上を通じ、各地域の取組支援体制の構築を目指す

都道府県個別説明会(全国キャラバン)

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

【平成28年度】

- ✓ 11月22日 福岡県
- ✓ 1月19日 秋田県
- ✓ 1月26日 大分県

【平成29年度】

- ✓ 2月2日 徳島県
- ✓ 2月6日 香川県
- ✓ 2月13日 京都府
- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

平成29年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

概要

- 小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能
- 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。

中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について

小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介

2. 国の取組

全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介

3. 地域運営組織の法人化

地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介

4. 事例集・手引集

全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介

5. FAQ、リンク

小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

小さな拠点情報サイト（平成29年5月開設）



URL http://www.cao.go.jp/regional_management/

小さな拠点

検索

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、
内閣府地方創生推進事務局まで

地域運営組織の法人化促進ガイドブック

平成29年12月 第1版発行

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide) にて公開

主なコンテンツ

① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深掘り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容の改訂を予定

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。	1,000.0	-	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金	「生産性革命」に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。	-	600.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。 （対象事業：地域運営組織が行う、活性化プランに基づく集落の維持・活性化に資する取組。）	4.0	-	4.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援。	100.6	3.4	100.7	農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、「小さな拠点」の形成に向けた施設整備について、 <u>一定の要件の下、既存民間施設を補助対象に追加する等の拡充</u> を行う。	1.5	-	1.2	国土交通省国土政策局 地方振興課
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.39	-	0.38	国土交通省総合政策局 物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	213.6 の内数	25.1 の内数	209.5 の内数	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	（１）地域力強化推進事業 ○住民の身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する ○市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。 （２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。	20.0	-	26.0	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	214.6 の内数	0.0	217 の内数	厚生労働省老健局振興課
地域力活性化コンファレンス	学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として、「地域力活性化コンファレンス」を開催する	0.2	-	0.7 の内数	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。	16.4	0.0	24.0	経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業（うち過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費）	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事などを行うことで、石油製品供給網の維持を図る	53.8の内数	0.0	47.6の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助。加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助。	32.0	—	32.7	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	80.0	—	54.0	環境省大臣官房環境計画課

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。 （１）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （２）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。 ※30年度から現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする予定。	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人材塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	（一財）地域総合整備財団

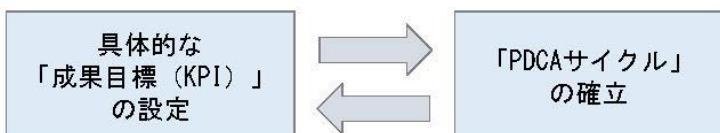
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度概算決定額 **1,000億円**（29年度予算額 1,000億円）

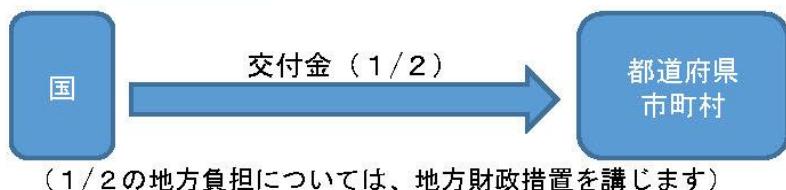
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円 （29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円 （29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円 （29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円 （29年度：1.0億円）

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

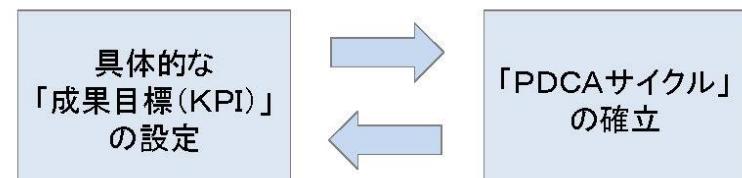
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

29年度補正予算額（案） **600億円**（事業費ベース 1,200億円）

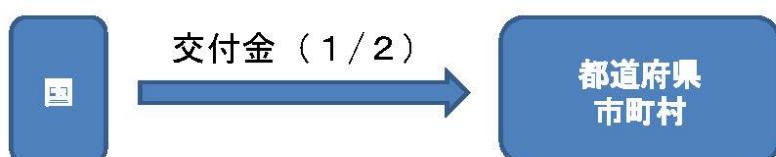
事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

- 「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

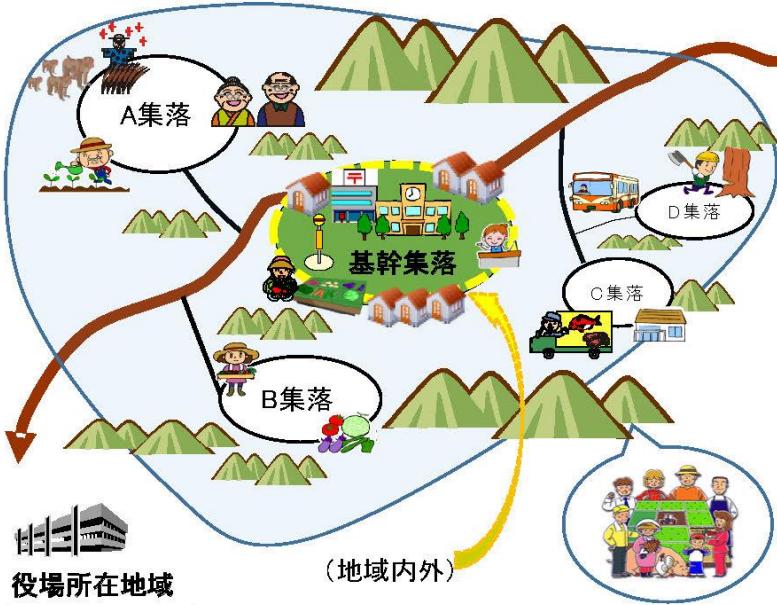
(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

H30予算案 4.0億円

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

集落ネットワーク圏のイメージ

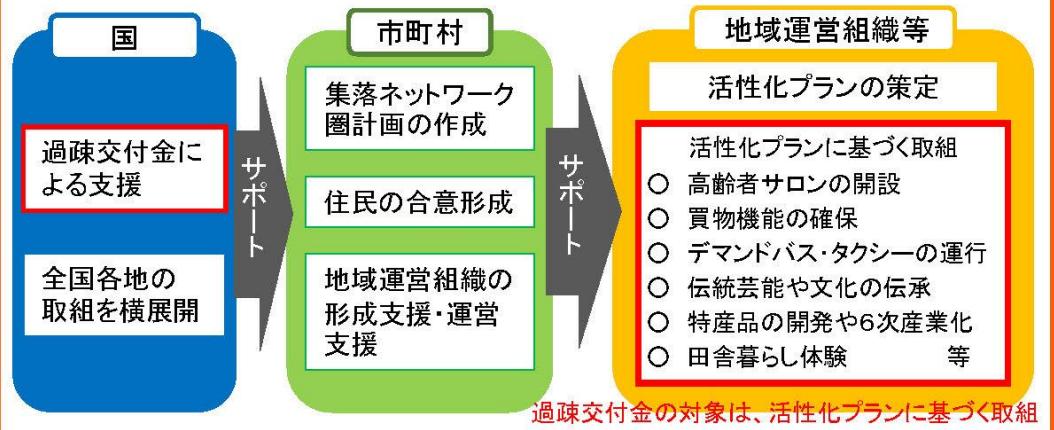
基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
※交付金の申請は市町村が実施
- (3)交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4)平成30年度予算案 4.0億円(平成29年度予算額 4.0億円)
- (5)対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

[平成30年度予算の概要]

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を表現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていただける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策
農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。
2. 農山漁村交流対策
増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行(「農泊」)をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。
3. 農山漁村定住促進対策
農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

【事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等】
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

- 1 に関すること
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- 2 に関すること
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- 3 に関すること
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

「農泊」の推進

【345百万円】

対策のポイント

ICT等の活用により、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携を通じ、顧客満足度向上と生産性向上の実証支援を通じ、持続的なビジネスとしての農山漁村滞在型旅行（「農泊」*）を推進します。

* 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと。

<背景/課題>

- ・都市農村交流の1つである農家民宿の取組は、農山漁村地域の活性化に大きな役割を果たしていますが、近年、訪日外国人の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革を進める必要があります。
- ・このため、限られた経営資源を効率的に活かす観点から、ICT等を活用した農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設が連携することによる泊食分離を推進し、顧客満足度向上や生産性向上を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った農山漁村地域を創出します。

政策目標

ICT等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組み農山漁村地域の売上高を50%以上向上

<主な内容>

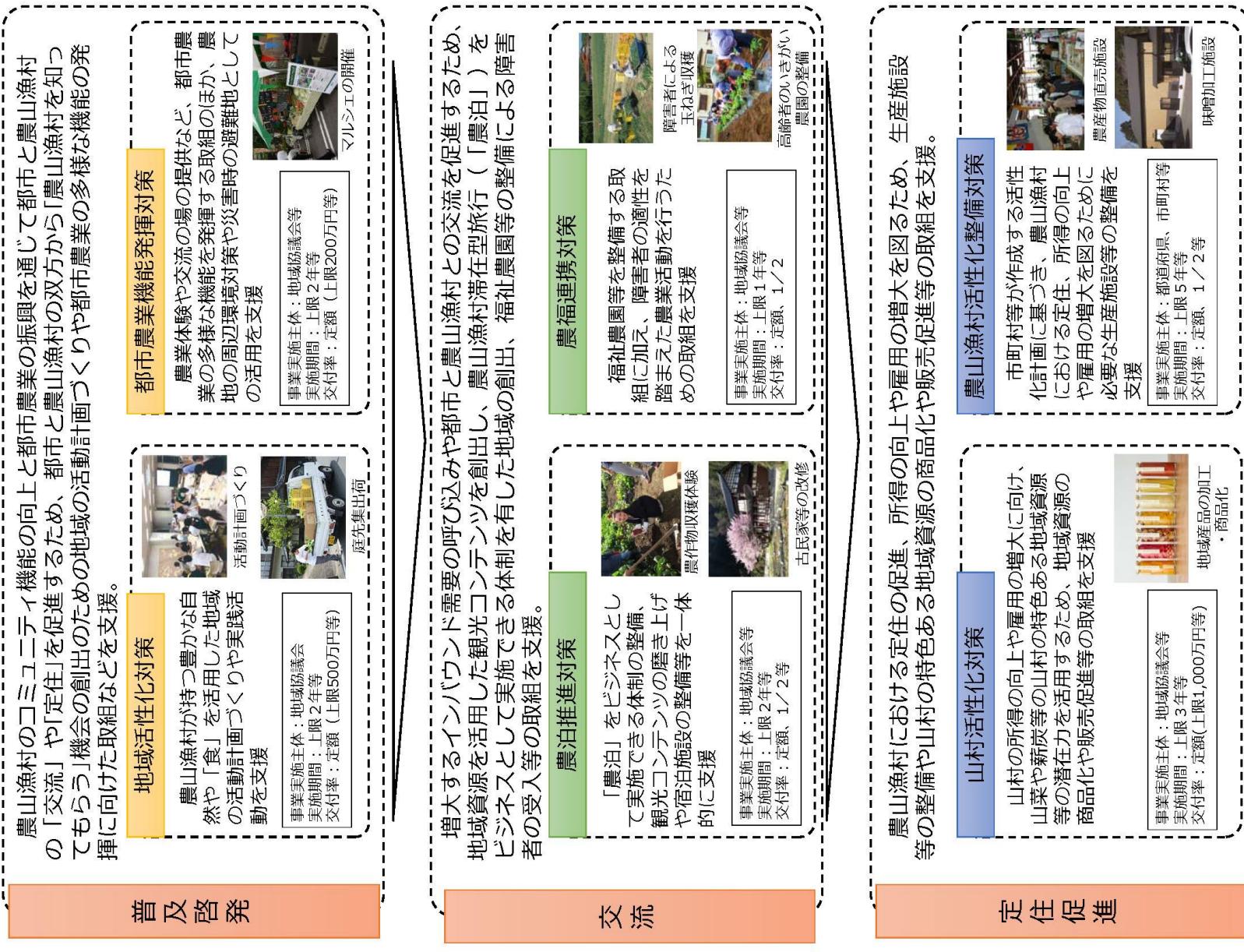
農山漁村振興交付金（農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）

- ・限りある経営資源を効率的に生かすため、ICT等を活用した「泊・食・体験」サービスの向上・充実に取り組む意欲ある農山漁村地域を対象として、
 - ・宿泊施設と飲食施設のスムーズな連携に向けたICTの活用実証
 - ・食料ロス低減、食材の常時提供等に向けた食材管理システムや鮮度保持冷凍システム等の導入
 - ・付加価値の高い、旬の地元食材を活用した食コンテナツの開発
 - ・地域の食を提供する農家レストランやセントラルキッチン等の整備
 - ・顧客ニーズを捉えた、収益性の確保が可能な体験コンテナツの開発及びコンテナツ提供に必要な条件整備
 - ・宿泊施設の改修
- 等ソフトとハードの取組を一体的に支援します。

〔 事業実施主体：市町村、地域協議会等
交付率：定額、1/2 〕

〔お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）〕

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。



「農泊」の推進

[平成29年度補正予算額 345百万円]

限られた経営資源を効率的に生かし、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携による生産性向上に取り組む農山漁村地域への支援

事業内容 (農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業))

- ・農家民宿等の経営資源を宿泊に、飲食機能は農家レストラン等に集中(泊食分離)させることにより、**地域全体の生産性を向上**。
- ・**顧客ニーズを満たす旬の地元食材を用いた食コンテンツを提供**すると同時に、**生産性向上で生まれた経営資源を地域の更なる魅力向上に投資**

現状

- ・農家民宿では、「泊・食・体験」を一体的に提供を行っており、限られた経営資源の環境では、各サービスの高付加価値化が困難
- ・インバウンドや個人客の獲得に向け、各サービスの高付加価値化が必要



お客さんを囲んだ夕食



農家民宿の調理室



農家民宿の夕食



地域資源(棚田)

期待される生産性革命 ~泊食分離の推進~

食コンテンツの高付加価値化



地元の旬の食材



古民家を活用した農家レストラン



ジビエを活用した夕食



伝統工芸品の活用

ICTや食品加工を活用し、

- ・宿泊施設 ⇄ 飲食施設で顧客情報の共有
- ・食材のこだわりを訴求した予約システム、食材在庫管理システム
- ・「地域の味」をデータベース化し、旬の食材、客のオーダーに応じたレシピ提案
- ・旬のジビエ肉の長期保管や食品加工技術を活用した新規メニュー開発

政策目標

ICT等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上



快適な宿泊施設



古民家を活用した宿泊施設

宿泊サービスの高付加価値化



魅力的な体験コンテンツ

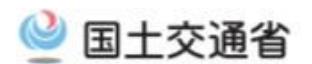


地域に伝わる農耕儀礼



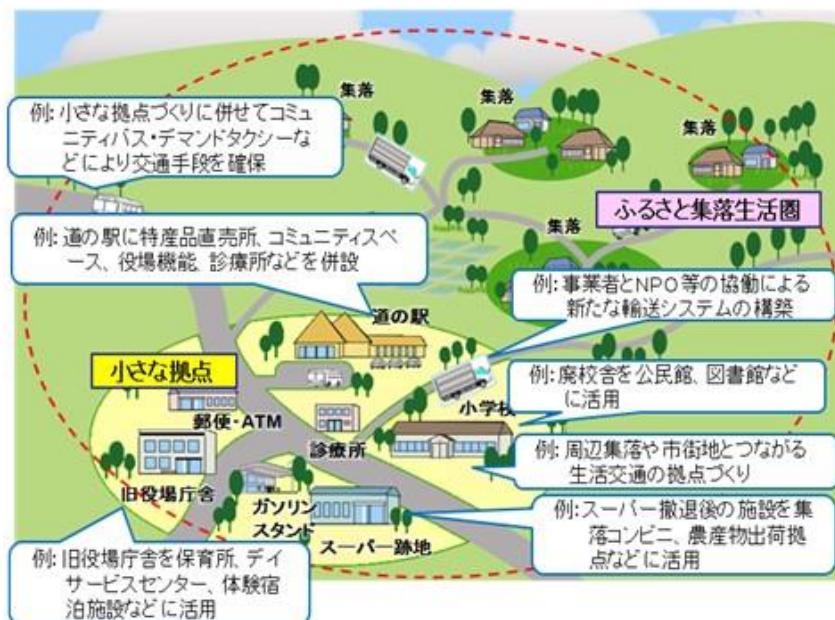
地域の自然・景観を活かしたアクティビティ

「小さな拠点」の形成推進



人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に向けた施設整備について、一定の要件の下、既存民間施設を補助対象に追加する等の拡充を行う。



「小さな拠点」:日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 対象事業

既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能等の再編・集約に係る改修

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

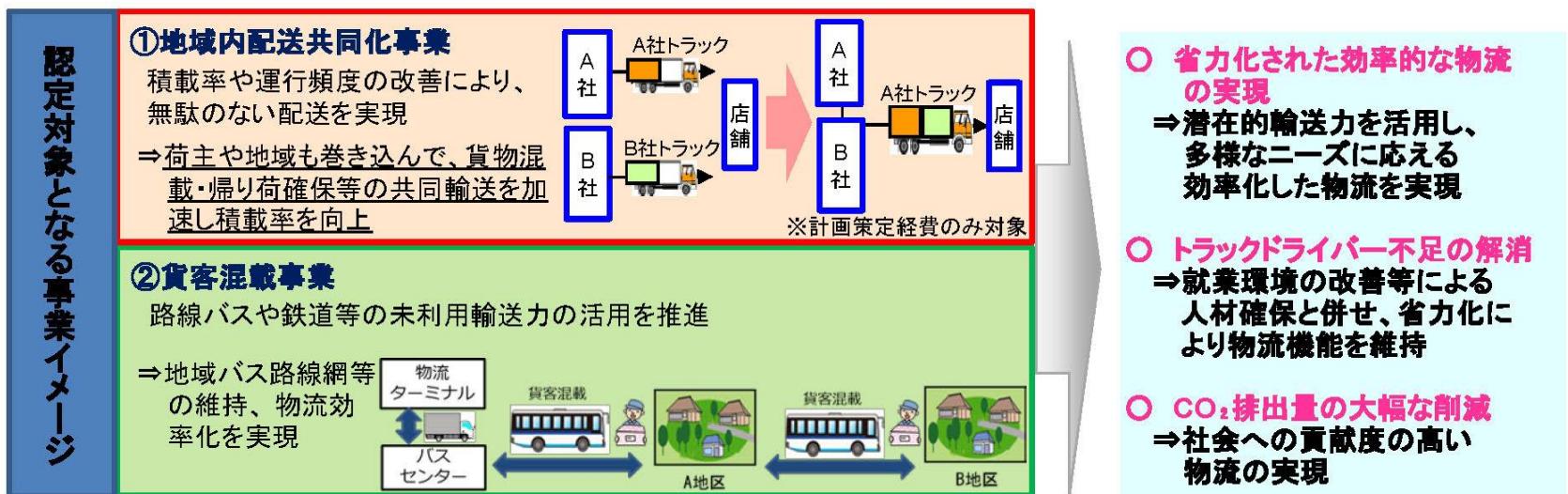
2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成29年度予算額 : 39百万円

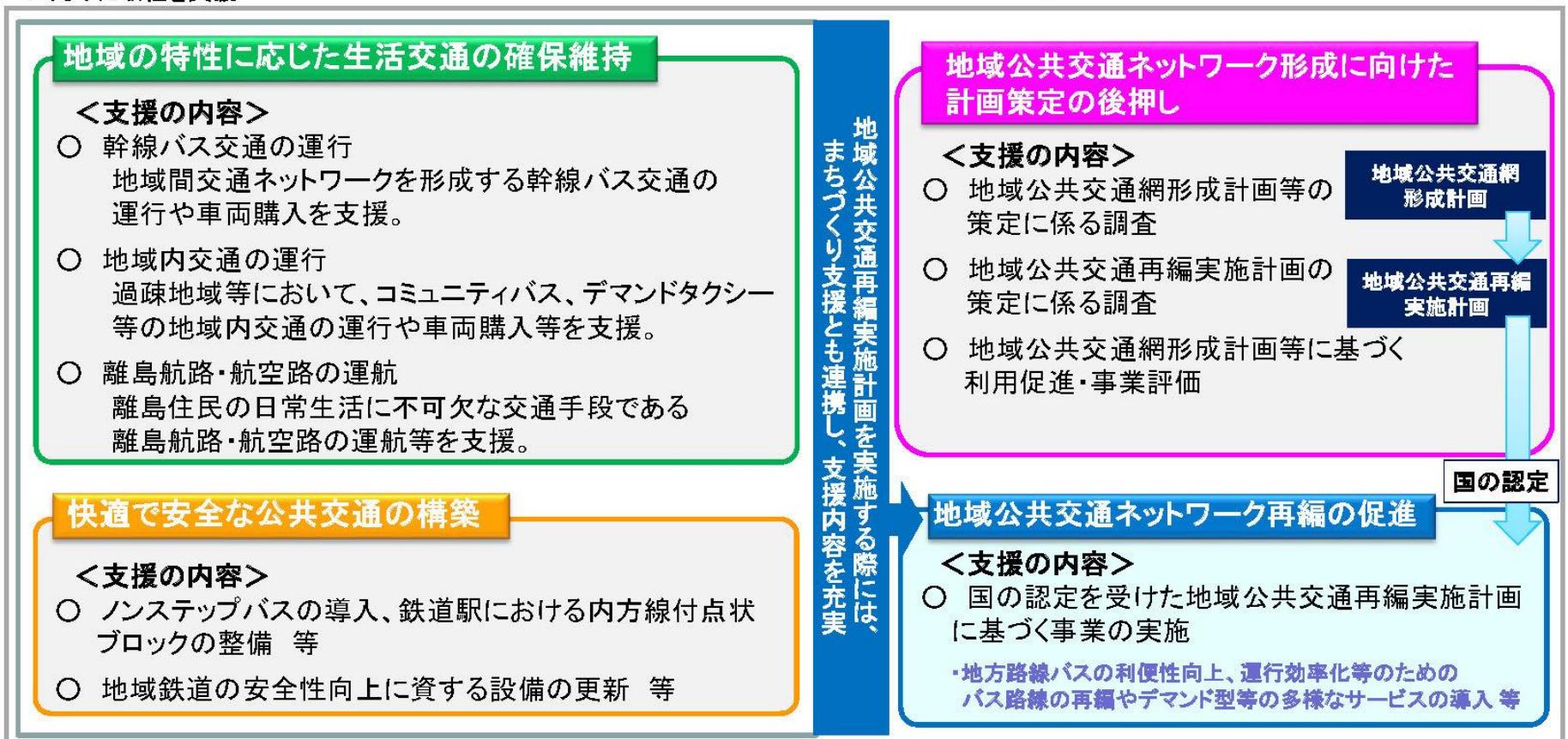
平成30年度予算決定額: 38百万円



地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成30年度予算額 209億円
【平成29年度補正予算額 25億円】



【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

平成30年度予算額 12億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

- <支援の内容>**
- 被災地の幹線バスの運行(※)
 - 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに係る特例措置を拡充。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

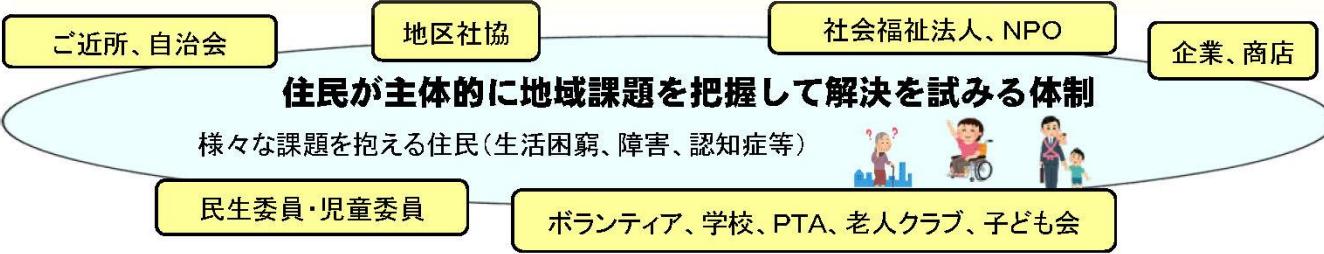
平成30年度予算案 26億円

実施主体:市町村(150か所程度) 都道府県可
(前年度予算額 20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。

住民に身近な圏域



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

市町村域等



相談支援包括化推進員

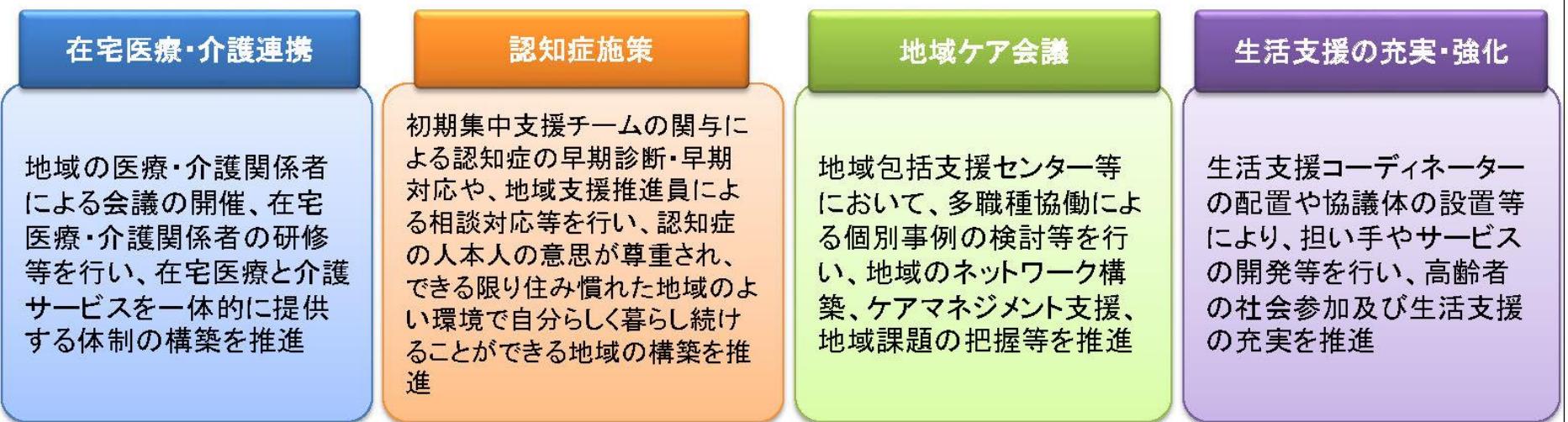
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成30年度予算案 217億円(公費:434億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
 - あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
 - これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。
- ※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。



※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。(財源は、消費税の増収分を活用)

※2 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%

生活支援体制整備事業における『生活支援コーディネーター』『協議体』の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能がある。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



※ 生活支援コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進

（「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施）

30年度予定額 70,676千円の内数

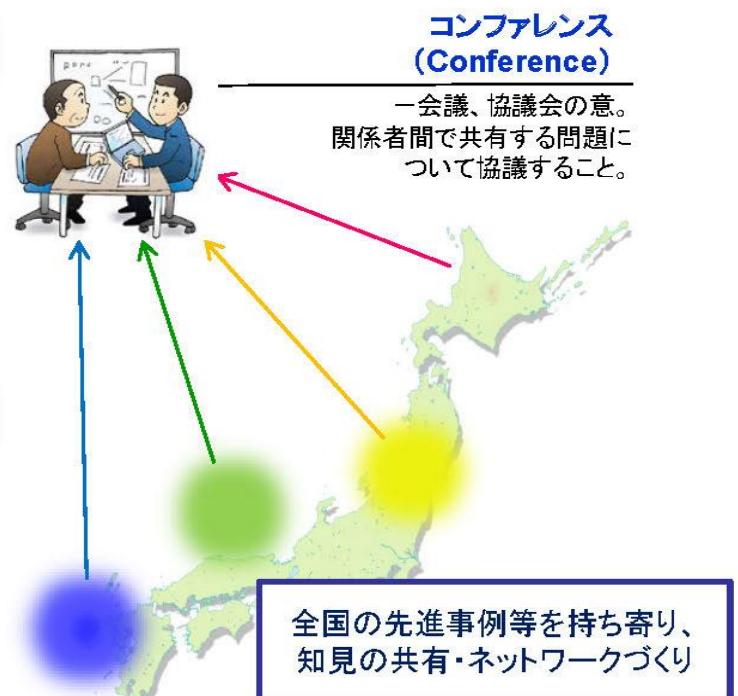
これまで各地域で取り組んできた社会教育による地域課題解決の優れた取組や、地域力活性化等に資する先進的な実践を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「**地域力活性化コンファレンス**」、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代の共助・共創による地域活性化を図る「**長寿社会における生涯学習政策フォーラム**」を開催することを通じて、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を図る。

地域力活性化コンファレンス(1箇所)

公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組等を促進するため、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組(まちづくり、防災、子供・若者支援など)や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う。

長寿社会における生涯学習政策フォーラム(1箇所)

地方公共団体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等幅広い関係者の参画のもと、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施し、得た知見やネットワークを地域の活動・支援等に還元する。



成果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進
- 高齢者をはじめとする全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成30年度予算案額 24.0億円（16.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド（SS）の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化
「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)等のSSが保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS

※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業費 平成30年度予算案額 47.6億円（53.8億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 離島における石油製品の安定的かつ安価な供給を確保するため、本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助や石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援をします。また、SS過疎地(※)において、消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上・経営革新や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び環境・安全対策を支援します。

(※)SS過疎地：市町村内のSS数が3ヶ所以下の地域

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎地の自治体等が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定する取組を支援する。また、過疎地等において、地域の実情に応じた燃料供給システムの構築に係る実証事業や、SS従業員の人材育成・マッチングを支援します。

(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

- ① 地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や漏えい点検検査、
- ② 地下タンク等の撤去、SSの統合・集約・移転等を支援します。

(3) 離島ガソリン流通コスト対策支援事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、ガソリン価格が実質的に（流通コスト相当分）下がるよう支援します。

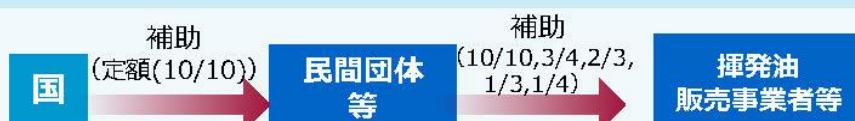
(4) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、SS過疎地の燃料供給体制に係る計画を策定した自治体の割合向上及び離島のガソリン小売価格の実質的な引き下げ、離島における石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

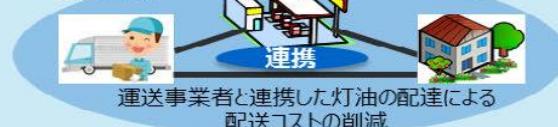


事業イメージ

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎地対策検討・調査、実証事業等

【実証例】



運送事業者と連携した灯油の配達による配送コストの削減

(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

① 漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置

② タンク放置防止、SSの統合・集約・移転

- ・危険物の漏れの点検に係る検知検査等



(3) 離島のガソリンの流通形態のイメージ



(4) 離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討

- 島内油槽所や給油所の石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 石油製品の海上輸送・調達方法の見直しによる流通合理化 等



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

平成30年度予算額
3,270百万円 (3,200百万円)

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）を策定しPDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・ 事務事業編の策定・改定
 - ・ 事務事業編に基づく取組の強化・拡充（省エネ診断等）
 - ・ 取組実行体制の整備（例：首長をトップとした本部設置）
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。

事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、下記①及び②の提出を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

- 条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画
※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。
- 条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等



カーボン・マネジメントのイメージ



全庁的な体制でCO2削減対策のPlan/Do/Check/Act

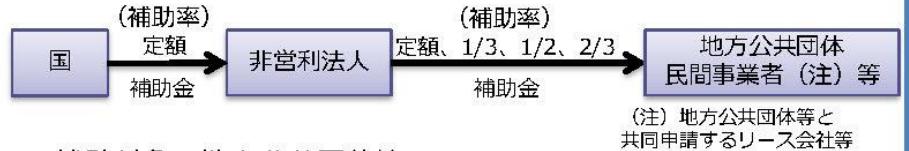
対策ノウハウの幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

- 左記1事業：平成28年度～平成30年度（最大3年間）
- 左記2事業：平成28年度～平成32年度（最大5年間）



1. 補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市：1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合：定額(いずれも上限額1,000万円)

2. 補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。

※左記2事業では、先進性・モデル性が採択に当たっての審査のポイント



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

平成30年度予算(案)
5,400百万円 (8,000百万円)

背景・目的

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※熱利用設備に対する民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。（系統連系されていない離島における事業及び温泉熱利用設備を除く。）

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

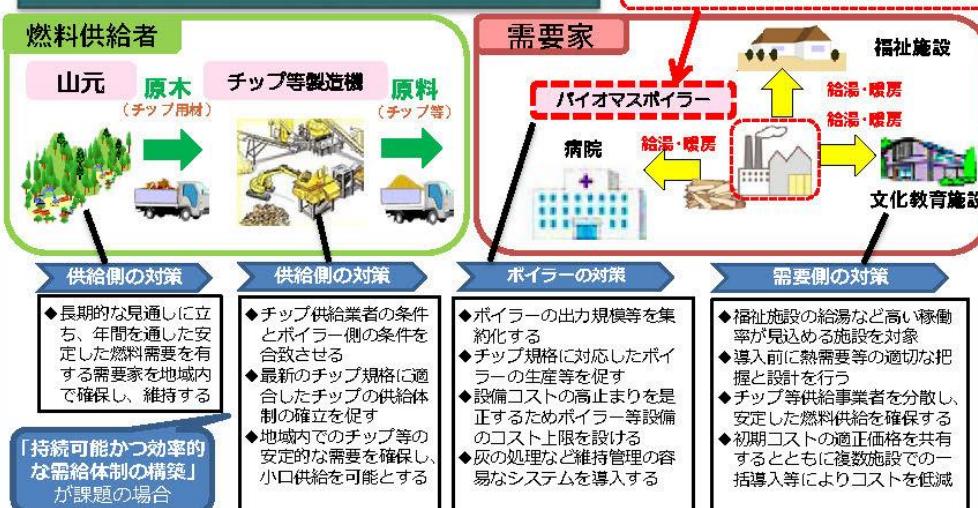
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

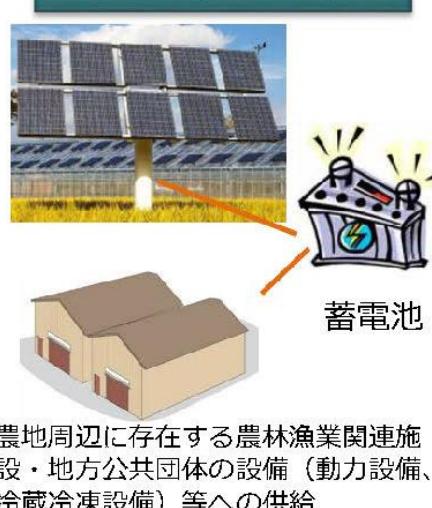
さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

事業イメージ（課題対応の導入例）

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

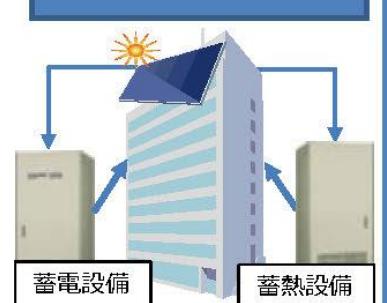


（営農前提の導入例）



（蓄エネ等の導入活用事業の例）

蓄エネにより再エネ自家消費を促進



このパンフレットは現行制度の紹介になります。平成30年度からは制度が拡充される予定です(地域再生法の改正が前提)。詳細は27ページをご参照ください。

小さな拠点税制を活用しよう！

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制について

中山間地域における、ふるさと会社を応援しよう

中山間地域等において、地方公共団体と連携し、地域産品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除が受けられます。

所得税の減税

出資額分^{※1}を
総所得金額から
控除することが
可能



個人出資者

※出資者の条件は特段ありません

出資



地域住民等による
株式会社

中山間地域等の集落生活圏^{※2}における以下の小さな拠点形成事業を行う株式会社

①コミュニティビジネス(実施が必須)

中山間地域等での雇用を創出するための事業

- 地元農産品の販売
- 農家レストランの運営
- 地域資源を活用したツアー

事業例

②生活サービス等の提供(実施は任意)

地域の拠点における生活サービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- 日用品の販売
- ガソリンスタンドの運営
- コミュニティバスの運行

事業例

※1 正確には出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額となります。

※2 集落生活圏:都市計画法の市街化区域外又は用途地域外

減税のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定)

<ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資
⇒ 所得税:約 **2,400 円**の還付

<ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資
⇒ 所得税:約 **1 万円**の還付

<ケース3> 収入1000万円の個人が30万円出資
⇒ 所得税:約 **6 万円**の還付

● 制度の活用には、地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成や株式会社の要件確認等が必要です。

小さな拠点税制活用チェックシート

Step1 地域再生計画を作成しましょう

▶ 地域再生計画に以下の要件を満たす小さな拠点形成事業を記載しましょう。

- 集落生活圏^{※1}が明確になっていますか？
- その集落生活圏は、都市計画法の市街化区域外又は用途地域外ですか？
※1 事業の対象となるエリア（集落生活圏）を明示する必要があり、集落生活圏とは都市計画法の市街化区域外又は用途地域外の区域であることが必要です。
- 対象の事業は、コミュニティビジネス^{※2}を実施するものですか？
※2 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業（例：道の駅の運営、地元農産品の販売、農家レストランの運営、地域資源を活用したツアーなどの集落生活圏の雇用に資する事業）
- 雇用者に集落生活圏の住民が含まれていますか？
(任意：生活サービス等の提供事業^{※3}を行う場合)
- 実施している、又は実施予定の生活サービスの対象が、集落生活圏の住民ですか？
※3 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業（例：日用品の販売、ガソリンスタンドの運営、コミュニティバスの運行、高齢者への福祉サービス）



計画認定

内閣総理大臣
による認定

Point!

- ✓ 小さな拠点税制は、中山間地域等の集落生活圏における雇用の創出を主な目的としています。
- ✓ 地域再生計画の認定申請の段階では、具体的な事業内容が決まっていればよく、株式会社が設立されている必要はありません。
- ✓ 既存の株式会社でも下記のStep2を満たしていれば、対象になります。また、今後小さな拠点形成事業を拡大する予定がある場合は、将来の増資に備えて事前に計画を作成しておくことも可能です。

Step2 株式会社の要件を確認しましょう

▶ 小さな拠点形成事業を行う株式会社が以下の要件を満たすか確認し、確認書を送付しましょう。

- 常時雇用者数^{※4}は2人以上ですか？
※4 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、
(ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
(イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合
(ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合
が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。
なお、常時雇用者に、会社役員は含みません。
- 小さな拠点形成事業（コミュニティビジネス及び生活サービス等の提供事業）を専ら行う株式会社ですか？
- 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下ですか？
(ただし、株式会社の創設初年度は除きます)
- 設立10年未満の株式会社ですか？

(発行済株式の50%超を保有する、「特定の株主グループ」^{※5}がいる場合)

- その株主グループの保有割合が5/6を超えていませんか？

(発行済株式の50%超を保有する、「特定の株主グループ」がいない場合)

- 30%以上を保有する株主グループがいませんか？
- いる場合は、その30%以上を保有する「全ての」株主グループの合計保有割合が5/6を超えていませんか？

※5 特定の株主グループとは、発行済株式総数の30%以上を保有している株主（及びその親族やその関係会社等）を指します。

- 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではありませんか？
- 非上場会社、非店頭登録会社ですか？
- 性風俗関連特殊営業を行うものではありませんか？
- 株式投資契約を締結する株式会社ですか？

株主が少数の場合や、特定の株主グループがいる場合は要件を満たさないことがありますので、ご注意ください。



出資

Point!

- ✓ 株式会社の確認の段階で、株式会社が設立されていることが必要です。
- ✓ 株式会社の事業所等の施設が集落生活圏に立地していなくても、施設で雇用する者が集落生活圏の住民を含み、集落生活圏における就業の機会の創出に資していれば対象事業となります。
- ✓ 全ての常時雇用者が集落生活圏の住民である必要はありません。
- ✓ 確認書の有効期間は3年以内です。地方公共団体が定めた有効期間内の出資が対象となります。

Step3 出資時点の要件を確認しましょう

- 常時雇用者数は地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上ですか？
- 常時雇用者数が前事業年度より2人（商業・サービス業を行う株式会社では1人）以上増加していますか？

（ただし、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用されます）

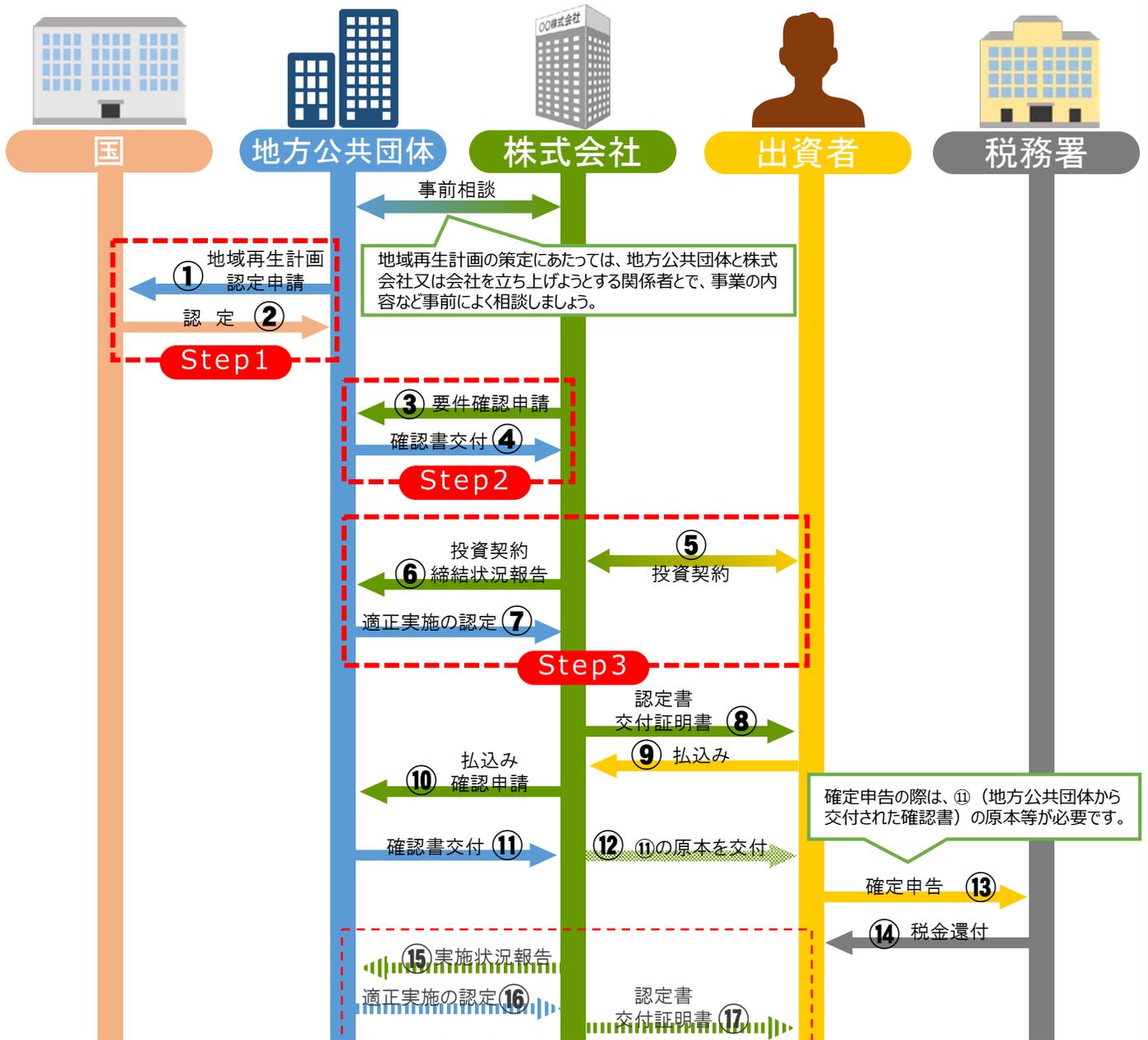


全てにチェックがつけば、いよいよ事業開始！

- ✓ 域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出
- ✓ 高齢者の生活支援や買物支援等、社会福祉の増進
- ✓ 交通ネットワークの確保等、住民サービスの維持向上



小さな拠点税制活用フロー図



※ 出資後、毎年度、特定地域再生事業(小さな拠点形成事業)の実施状況報告書を提出

平成30年度からの改正点① 手続きが簡素化!

地方公共団体による株式会社の要件確認が、出資後の1回だけになる予定です(現行制度では3回の確認が必要)。

手続きと要件

地方公共団体の役割：支援体制整備

Step1

地方公共団体による地域再生計画の作成

(株式会社が行う小さな拠点形成事業を記載)

内閣府への認定申請

内閣総理大臣の認定

Step2

計画認定後、地方公共団体が株式会社の要件に該当する旨を確認

確認 (確認書の交付)

◆地方公共団体による確認段階では、既に株式会社が設立されていることが必要です。

計画に記載すべき対象事業の要件

集落生活圏を対象とした小さな拠点形成事業

- ①コミュニティビジネス (地域の雇用創出)
 - ②生活サービス等の提供事業
- ※生活サービス等の提供事業のみを行う場合は対象外

※集落生活圏：市街化区域外又は用途地域外

◆地域再生計画の認定段階では、株式会社が設立されている必要はありません。

確認すべき株式会社の主な要件

- ①常時雇用者数が2人以上であること
- ②小さな拠点形成事業を専ら行う株式会社であること
- ③前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
- ④設立10年未満であること
- ⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ⑥非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑦性風俗関連営業を行うものではないこと
- ⑧株式投資契約を締結する株式会社であること

平成30年度からの改正点② 設立時出資も対象に!

これから設立する会社に対する出資(設立時出資)も対象になる予定です(現行制度では、既存の会社に対する増資のみ対象)。

株式会社の役割：将来的な雇用の創出

Step3

株式会社への出資

- ①認定計画に基づき、小さな拠点形成事業を実施
- ②出資を元に事業を展開、地域の雇用の創出に貢献

出資

出資時点の会社の要件 (雇用の創出)

- ①常時雇用者数が地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上であること
 - ②常時雇用者数が前事業年度より2人(商業・サービス業では1人)以上増加していること
- ※②は、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用

出資者の役割：出資等を通じた地域の取組への参画

個人出資者

※出資者の条件は特段ありません

出資に対する税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

◆出資の前に、地域再生計画の作成、株式会社の要件確認等を行う必要があります◆

詳しくは、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」をご覧ください。マニュアルは、内閣府地方創生推進事務局ホームページに掲載しています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

本特例は、地域再生法第5条第4項第4号口及び第16条、租税特別措置法第41条の19に基づく支援措置です。

お問合せ先

小さな拠点税制の活用について、お気軽にご相談下さい!

内閣府地方創生推進事務局〔小さな拠点担当〕

TEL: 03-5510-2457 E-mail: e.chiiki@cao.go.jp

H30.1作成